

第 5 次草津市総合計画第 2 期基本計画策定方針

1 計画策定の趣旨

平成 22 年 3 月に策定した第 5 次草津市総合計画では、「出会いが織りなすふるさと“元気”と“うるおい”のあるまち 草津」を将来のまちの姿として掲げ、地方自治の新しい時代にふさわしい自律した草津のまちを目指し、文化・教育・環境・経済などあらゆる分野で滋賀県全体を先導する中核的な都市としての自負と責任を持って、市民の皆様が生き生きと輝き、安心して暮らすことができるまちづくりを展開し、草津の人とまちに“ふるさと草津の心（シビック・プライド）”が生み出されるよう取組むこととしております。

第 5 次草津市総合計画は、平成 32 年度（2020 年度）の将来像を目指す基本構想の構想期間の中で、将来像を実現するための基本計画においては市長の任期との整合を図る目的から計画期間を 3 期に分けており、第 1 期基本計画の計画期間は平成 22 年度から平成 24 年度までとなっています。

このことから、第 1 期基本計画の最終年度を迎える平成 24 年度に、平成 25 年度から平成 28 年度の 4 年間で計画期間とする第 5 次草津市総合計画第 2 期基本計画（以下、「第 2 期基本計画」といいます。）を策定します。

第 5 次草津市総合計画の計画期間において中盤を迎える第 2 期基本計画の策定にあたっては、第 1 期基本計画の進捗状況を踏まえ、基本構想でめざす将来像の中長期的な視点で市内外における状況を把握しながら、市域の課題を解決し、よりよい市民サービスの提供を行うべく、本方針に基づき、まちづくりの指針となる基本計画を策定するものです。

2 計画の構成と位置付け

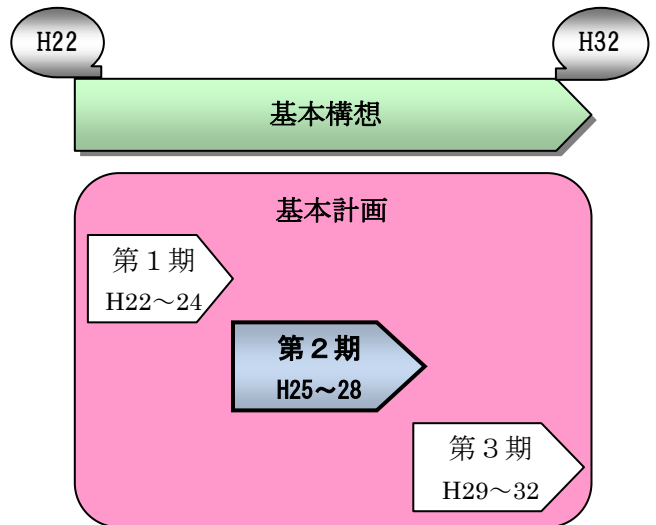
(1) 第 5 次草津市総合計画における第 2 期基本計画の位置付け

◆基本構想

基本構想は、平成 22 年度（2010 年度）から平成 32 年度（2020 年度）までを構想期間としており、本市のめざすまちの将来都市像とその実現のための施策の基本的な方向性を示しています。

◆基本計画

基本構想に基づき、役割分担、目標値や目指すべき姿を示します。市長の任期との整合を図る期間設定としており、第 2 期基本計画は平成 25 年度（2013 年度）から平成 28 年度（2016 年度）の 4 年間で計画期間とします。



3 策定の視点

第2期基本計画策定にあたっては、市長の諮問を受けて計画策定の検討を行う草津市総合計画審議会に公募市民による市民参加を得ながら、積極的な情報公開の下、策定の過程、策定後の評価や進捗にも市民と行政が互いに情報を共有し、柔軟な発想で市民が誇れるまちをつくりあげるために下記の視点をもって策定します。

(1) 市民にわかりやすい計画づくり

総合計画の将来像を目指し、将来目標を市民と共有しておくことが必要であることから、第1期基本計画に引き続き、目標、達成度を市民にわかりやすい形で提示していきます。

(2) 第1期基本計画の成果を反映した計画づくり

平成22年度から展開している第1期基本計画の成果を評価・総括し、その進捗状況を踏まえた次期計画とするとともに、基本構想の目標年次と将来像を見据え、第3期基本計画につなげるための中長期的な視点を持った計画づくりを行うため、第1期基本計画の体系を再構築します。

(3) 計画策定段階における市民への積極的な情報提供

計画策定過程の各段階における情報を市民に明らかにするため、総合計画審議会の議事概要等を随時ホームページなどで公表します。

(4) 総合計画の位置付け

草津市自治体基本条例において、総合計画を市政運営の根幹をなす最上位の計画として位置付けています。

4 策定体制等

(1) 審議体制

草津市総合計画審議会

市民（一般公募）、公共的団体の代表や有識者など15名程度で構成する「草津市総合計画審議会」を市長の諮問機関として設置し、基本計画案の策定に向けて専門的・総合的な見地から審議いただき、市長の諮問に対して答申をいただきます。

(2) 庁内検討体制

部長会議・総括副部長会議

各施策の横断的な調整や、総合計画審議会に提出する案件の調整等を総括副部長会議で行います。また、必要に応じて部長会議に報告を行います。

(3) 議会報告

計画策定にあたっては、必要に応じて議会に策定経過等を報告します。

5 策定スケジュール（予定）

■平成24年度

平成24年6月 策定方針の決定

平成24年7月 総合計画審議会の設置及び運営（諮問）

平成24年7月～平成25年1月 総合計画審議会の審議期間

平成25年2月 総合計画審議会からの答申

平成25年2月 パブリックコメントの実施

平成25年3月 第2期基本計画の策定